

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区竹田田中殿町ほか 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	危険木更新工事(田中殿公園他)			
工期	契約日の翌日から70日間			
事業課(所)名	伏見土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

公園数				公園	4
支障木伐採	本	9	土壤改良材投入	m3	2.3
高木植栽	本	6			
二脚鳥居支柱設置	本	6			

施 工 理 由

本工事は、公園内にある老朽化した樹木を更新することにより、公園施設の安全な利用に寄与するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2601：Ⅰ 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（１）－３	1. 2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 ２ 日 補 正	補正なし	1. 00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（１）－３	1. 1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 ２ 日 補 正	補正なし	1. 00
一般管理費		
前払金支出割合による補 正	補正を行わない	1. 00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1. 00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	補正しない	0. 00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	危険木更新工事(田中殿公園他)					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
施設整備		式	1					
樹木伐採工		式	1					
樹木伐採工		式	1					
支障木伐採F	125cm≦C<150cm	本	3					
支障木伐採G	150cm≦C<175cm	本	3					
支障木伐採H	175cm≦C<200cm	本	3					
運搬処理工		式	1					
木くず積込	枝葉・幹, 人力積込	t	15.9					
木くず運搬 (設計運搬距離 L=2.0km)	枝葉	t	3.5					
木くず運搬 (設計運搬距離 L=6.4km)	幹	t	12.3					
木くず処分	枝葉	t	3.5					
木くず処分	幹	t	12.3					
仮設工		式	1					

設計内訳書（本01）

工事名	危険木更新工事(田中殿公園他)					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 昼間	人日	7					
植栽		式	1					
植栽工		式	1					
高木植栽工		式	1					
高木植栽 (ソメイヨシノ)	樹木の種類:ソメイヨシノ, 樹高(H):4m, 幹周(C):0.21m, 枝張(W):1.8m, 幹巻作業:無し	本	3					
高木植栽 (サルスベリ・ヒソク)	樹木の種類:サルスベリ・ヒソク, 樹高(H):3.5m, 幹周(C):0.21m, 枝張(W):1.5m, 幹巻作業:無し	本	3					
二脚鳥居支柱設置 (添木無)	みやこ杣木, 防腐処理なし	本	6					
土壌改良工		式	1					
土壌改良材投入	改良材(流用土:バーク堆肥:パーライト=7:2:1)	m3	2.3					
仮設工		式	1					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 昼間	人日	2					

設計内訳書（本01）

工事名	危険木更新工事(田中殿公園他)					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別工事編）

工事名 危険木更新工事（田中殿公園他）

工事場所 京都市伏見区竹田田中殿町ほか 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 本工事施工範囲は公園内であるため、工事期間中は工事標示板、協力依頼板、バリケード等の安全施設を設置し、小さな子どもが常時遊んでいるという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全確保について、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。
- 2 施工の際には、既存の公園施設や伐採対象以外の樹木に損傷を与えないよう十分注意すること。
- 3 公園内に工事用車両を搬入する方法については、周辺道路における通行車両及び通行者への安全対策を、担当監督員と十分協議すること。
- 4 隣接する家との協議が必要であるため、作業工程等を監督員と協議したうえで、現地に入ること。
- 5 伐採した樹木の枝葉及び幹は、速やかに運搬車両に積み込み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設に持ち込み処分すること。現地に存置させることは、風で飛散するなど苦情の原因となるため、原則認めない。
- 6 作業時期、作業順序は監督職員と協議を行い、監督職員の指示に従うこと。
- 7 発生した枝葉及び幹の処分量については（独）森林総合研究所の資料を基に算出しているが、実際の処分時の重量は増減することが想定されるため、処分量については設計変更の対象とする。

第2条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、9時00分～17時00分とする。

また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
本工事箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
高木植栽工	高木植栽(ソメイヨシノ)	樹木、支柱
	高木植栽(サルスベリ・ビシソ)	樹木、支柱
土壌改良工	土壌改良材投入	土壌改良材

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 内 容
高木植栽工	高木植栽(ソメイヨシノ)	植穴径・深さ
	高木植栽(サルスベリ・ビシソ)	植穴径・深さ
土壌改良工	土壌改良材投入	土壌改良の配合及び攪拌状況

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設発生土の利用）

本工事に使用する埋戻材（土壌改良材）については、本工事の掘削土を流用する。

なお、建設発生土を使用する場合は、品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

第2条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 2.0km
建設発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区久我西出町 4-38	設計運搬距離 L = 6.4km

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（植栽工事における植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2／3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
ソメイヨシノ、サルスベリ（ピンク）
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽工	高木植栽工	高木植栽(ソメイヨシノ)	支柱含む
植栽工	高木植栽工	高木植栽(サルスベリ・ピンク)	支柱含む
植栽工	土壌改良工	土壌改良材	

第5条（施工管理）

- 1 本工事の引渡し完了するまでの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後5時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 3 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作

業を行うこと。また、騒音・振動には十分注意して施工すること。

- 4 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。
また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 5 通行規制の方法や時間等について、地域の交通状況及び周辺の商業施設に支障をきたさないように関係者と工事調整を十分に図ること。また、保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導員の配置方法等を監督職員と十分協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じなければならない。
- 6 工事に従事する全ての工事関係者に工事の方法・通行規制・安全管理等の教育を行い、監督職員及び受注者の意思を疎通させること。
- 7 受注者は、施工に際して工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 8 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 9 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 10 受注者は、過積載防止についての具体的内容を施工計画書に記載するものとする。また、過積載防止の具体的な取組内容が分かる記録を監督職員に提出すること。
- 11 工事中における設計図書との相違または関係機関と協議の結果、新たな作業などの変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議すること。また、施工において障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議することとし、それぞれを設計変更の対象とする。
- 12 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 13 仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 14 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 15 支障木処理は地上部の伐採処分までの工事であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。
- 16 その他については、監督職員の指示に従うこと。

